

## ○湯沢町自主防災組織補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、震災・その他の地域災害等に対し、住民が自主的に防災活動を行う組織（以下「自主防災組織」という。）の結成及び活動の支援を行うことを目的とする。

### (補助対象組織)

第2条 補助の対象となる組織は、町内会等の日常生活上の基本的な規模を有し、かつ町に対し設置を届け出た自主防災組織とする。

### (補助対象事業及び補助金額)

第3条 補助対象事業及び補助金額は別表に定めるとおりとする。ただし、当該額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。同一年度で補助金交付申請が2回目以降の場合は、補助金交付決定済の補助対象経費と新たに補助金交付申請をする補助対象経費を加えた額に対して、別表により算出された額から既に交付を受けた補助金の額を控除した額とし、別表の限度額を年度の限度額とする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は次に掲げる書類を添えて、湯沢町自主防災組織補助金交付申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 組織の構成を記載した書類
- (3) 事業計画書(第2号様式)
- (4) 収支予算書(第3号様式)
- (5) その他町長が必要と認める書類

### (交付決定等)

第5条 町長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその適否を決定し、湯沢町自主防災組織補助金交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

### (事業計画変更等の承認)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る事

業計画を変更又は中止しようとするときは、事業計画書（第2号様式）により直ちにその旨を町長に報告し、承認を得なければならない。

（変更交付申請）

第7条 前条の規定により補助金交付申請に変更の必要が生じた者は、次に掲げる書類を添えて、湯沢町自主防災組織補助金変更交付申請書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（第3号様式）
- (2) その他町長が必要と認める書類

（変更交付決定等）

第8条 町長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその適否を決定し、湯沢町自主防災組織補助金変更交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金交付の決定を受けた者は、事業完了後速やかに湯沢町自主防災組織補助金成績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支決算書（第3号様式）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 補助金は補助事業の完了後交付するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第11条 町長は、補助金の交付申請を行った自主防災組織が虚偽の申請その他不正の手段により補助金交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額又は一部を返還させるものとする。

（補助期間）

第12条 補助期間は施行の日から5年間とする。ただし、期間満了後も引き続き事業を継続する必要があると認める場合は5年間延長することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分		補助額等
資機材の 購入	情報伝達用資機材	携帯用無線機・携帯用ラジオ・仮設用掲示板・メガホン・ハンドマイク 等
	救助用資機材	可動式ウインチ・チェーンソー・ジャッキ・チェーンブロック・カケヤ・スコップ・つるはし・のこぎり・鉄線はさみ・斧・鉋・ハンマー・ロープ・一輪車 等
	救護用資機材	救急医療セット・車いす・担架・テント・毛布・防水シート・簡易ベッド・簡易トイレ 等
	避難用資機材	発電機・投光機・コードリール・強力ライト・リヤカー・誘導旗・腕章・ヘルメット・ヘッドランプ 等
	その他町長が必要と認める資機材	
啓発活動	防災訓練の実施等	かかった費用の1/2以内で限度額は10,000円